

令和元年度（2019年度）農業生産工程管理推進事業
（GAP認証取得拡大支援事業）第3回公募要領

第1 趣旨

地域のモデルとなる農業者等に対してGAP認証の取得支援を行い、地域におけるGAP認証の取組拡大を図ることを目指すものである。

第2 支援対象者の要件

本事業による支援の対象者は、北海道在住のGAP認証の取得に取り組む農業者、農事組合法人（農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に定める農事組合法人をいう。以下同じ。）、農事組合法人以外の農地所有適格法人（農地法（昭和27年法律第229号）第2条第3項に規定する法人をいう。）、農業協同組合、その他農業者の組織する団体（代表者の定めがあり、かつ、組織及び運営についての規約の定めのある団体に限る。）、農業の専門学科を有する教育機関（現に授業カリキュラムにGAPの実施に関する教育を位置付けている機関又は位置付けることとしている機関に限る。）のいずれかに該当し、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

(1) GLOBALG. A. P.、ASIA GAP又はJGAPを新規に取得する者で、かつ、原則として年度内に審査を受ける者であること。ただし、畜産物に係る認証は除外する。

なお、上記認証のいずれかを既に取得している農業者等が、他のGAP認証又は同認証の新たなカテゴリーの認証を追加で取得する場合は、支援の対象とする。

また、農業者等の団体がGAP認証を取得しており、当該団体を構成する農業者等が新たにGAP認証を取得する場合にあっては、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援の対象とする。

(2) 事業実施年度を含めた3年間、継続して取得することを確約すること（農業の専門学科を有する教育機関を除く）。

第3 事業の内容等

道は、第2の要件を満たす支援対象者が行う次に掲げる事業について、その要する経費の全部又は一部を補助するものとする。

なお、1に掲げる取組は必ず行うこととし、2から5に掲げる取組については任意とする。

また、農業の専門学科を有する教育機関にあっては、1に掲げる取組に要する経費のみを支援するものとする。

1 GAP認証の取得に必要な審査の受審

農産物のGAP認証の取得に必要な審査を受審する。

ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合は、審査会社との契約の締結をもって、認証審査の取組を完了したものと見なすことができるものとする。

なお、農業の専門学科を有する教育機関にあっては、当該審査の受審を公開しなければならない。

2 GAP認証の取得に係る研修指導の受講

GAP認証の取得に必要な研修指導の受講の取組。ただし、支援対象者が研修指

導を受講するのに要する旅費は支援の対象外とする。

3 ICTを活用した情報システムの利用

ICTを活用してGAP認証の取得に必要な作業工程管理を入力し、又は技術者等からのガイダンスを受信するシステム（以下「ICTシステム」という。）の導入。ただし、ICTシステム導入のための初期設定料（ICTシステム機器の購入・リース費用を除く。）及びICTシステム利用料に限る。

4 分析・調査の実施

残留農薬、水質、土壌の分析

5 認証対応設備の改修資材の導入

ただし、農薬保管庫やトイレ等の施設整備を除く。また、取得単価が50万円未満のものに限るものとする。

第4 支援対象経費等

1 支援対象経費

本事業の対象経費は、支援対象者によるGAP認証の新規取得に必要な経費であって、審査費用、審査員旅費、設備改修資材導入費用、分析費（残留農薬、水質、土壌）、ICTサービス利用料・初期設定料、研修指導費用、講師旅費のうち支援対象者から実績報告のあった経費とする。

なお、限られた財源の効率的かつ効果的な執行の観点から、別紙1「GAP認証取得に係る支援額の上限について」を適用するものとする。

2 留意事項

- (1) 支援対象経費は、本事業を実施するために直接必要な経費であって、本事業の対象として明確に区分できるものであり、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その整理に当たっては、別紙2に従い整理しなければならない。
- (2) 他の助成事業で支援を受け、又は受ける予定となっている取組は、本事業の助成の対象としない。
- (3) 第3の1及び2の取組の実施に当たっては、少なくとも1者以上から見積書を取得するものとする。
- (4) 認証審査及び研修受講に当たっては、原則として、農業改良普及センターの普及指導員又は農業協同組合の営農指導員が立ち会うものとする。
- (5) 支援対象者の氏名、取得認証名及び取得品目（いずれも予定を含む）について、公表する場合があります。
- (6) 認証の継続状況について、事業実施年度を含めた3年間、継続して認証取得を維持していることを報告するものとする。

3 補助率

本事業の補助率は定額とする。

第5 申請方法

1 提出を要する申請書類（各1部）

- (1) 農業生産工程管理推進事業（GAP 認証取得拡大支援事業）計画承認申請書（運用第1号様式）
- (2) 実施計画書（別紙様式第2号）
- (3) 実施計画書の添付書類

2 申請書類の提出に当たっての注意事項

- (1) 申請書類の作成及び提出に要する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 提出後の申請書類については、返却しないので、了承願う。
- (3) 提出された申請書類については、秘密保持に十分配慮するものとし、本事業以外には無断で使用しない。

第6 募集期間

令和元年（2019年）8月1日（木）から令和元年（2019年）8月30日（金）午後5時まで

第7 選定

提出された申請書類については、受付機関において必要に応じて内容等の問い合わせを行い、農政部食の安全推進局食品政策課において別紙3「GAP認証取得拡大支援事業における支援対象者の採択基準」に基づき支援対象者を決定する。支援対象者の決定後、申請者全員に対して、速やかに結果を通知する。

なお、計画承認の通知前に実施した取組については、支援の対象とはなりません。

第8 申請書類の提出先

管内（市町村）	名称及び担当部署	所在地・連絡先
【空知】 夕張市／岩見沢市／美唄市／芦別市／赤平市／三笠市／滝川市／砂川市／歌志内市／深川市／南幌町／奈井江町／上砂川町／由仁町／長沼町／栗山町／月形町／浦白町／新十津川町／妹背牛町／秩父別町／雨竜町／北竜町／沼田町	空知総合振興局 産業振興部農務課	〒068-8558 岩見沢市8条西5丁目 電話 0126-20-0082
【石狩】 札幌市／江別市／千歳市／恵庭市／北広島市／石狩市／当別町／新篠津村	石狩振興局 産業振興部農務課	〒060-8558 札幌市中央区北3条西7丁目 電話 011-204-5844
【後志】 小樽市／島牧村／寿都村／黒松内町／蘭越町／ニセコ町／真狩村／留寿都村／喜茂別町／京極町／倶知安町／共和町／岩内町／泊村／神恵内村／積丹町／古平町／仁木町／余市町／赤井川村	後志総合振興局 産業振興部農務課	〒044-8588 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 電話 0136-23-1388
【胆振】 室蘭市／苫小牧市／登別市／伊達市／豊浦町／壮瞥町／白老町／厚真町／洞爺湖町／安平町／むかわ町	胆振総合振興局 産業振興部農務課	〒051-8558 室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル 電話 0143-24-9816
【日高】 日高町／平取町／新冠町／浦河町／様似町／えりも町／新ひだか町	日高振興局 産業振興部農務課	〒057-8558 浦河郡浦河町栄丘東通56 電話 0146-22-9341
【渡島】 函館市／北斗市／松前町／福島町／知内町／木古内町／七飯町／鹿部町／森町／八雲	渡島総合振興局 産業振興部農務課	〒041-8558 函館市美原4丁目6-16 電話 0138-47-9497

町／長万部町		
【桧山】 江差町／上ノ国町／厚沢部町／乙部町／奥尻町／今金町／せたな町	桧山振興局 産業振興部農務課	〒043-8558 檜山郡江差町字陣屋町 336-3 電話 0139-52-6571
【上川】 旭川市／士別市／名寄市／富良野市／鷹栖町／東神楽町／当麻町／比布町／愛別町／上川町／東川町／美瑛町／上富良野町／中富良野町／南富良野町／占冠村／和寒町／剣淵町／下川町／美深町／音威子府村／中川町／幌加内町	上川総合振興局 産業振興部農務課	〒079-8610 旭川市永山 6 条 19 丁目 電話 0166-46-4984
【留萌】 留萌市／増毛町／小平町／苫前町／羽幌町／初山別村／遠別町／天塩町	留萌振興局 産業振興部農務課	〒077-8585 留萌市住之江町 2 丁目 1 番地 2 電話 0164-42-8480
【宗谷】 稚内市／猿払村／浜頓別町／中頓別町／枝幸町／豊富町／礼文町／利尻町／利尻富士町／幌延町	宗谷総合振興局 産業振興部農務課	〒097-8558 稚内市末広 4 丁目 2-27 電話 0162-33-2957
【オホーツク】 北見市／網走市／紋別市／美幌町／津別町／斜里町／清里町／小清水町／訓子府町／置戸町／佐呂間町／遠軽町／湧別町／滝上町／興部町／西興部村／雄武町／大空町	オホーツク総合振興局 産業振興部農務課	〒093-8585 網走市北 7 条西 3 丁目 電話 0152-67-5093
【十勝】 帯広市／音更町／士幌町／上士幌町／鹿追町／新得町／清水町／芽室町／中札内村／更別村／大樹町／広尾町／幕別町／池田町／豊頃町／本別町／足寄町／陸別町／浦幌町	十勝総合振興局 産業振興部農務課	〒080-8588 帯広市東 3 条南 3 丁目 電話 0155-26-9063
【釧路】 釧路市／釧路町／厚岸町／浜中町／標茶町／弟子屈町／鶴居村／白糠町	釧路総合振興局 産業振興部農務課	〒085-8588 釧路市浦見 2 丁目 2 番 54 号 電話 0154-43-9221
【根室】 根室市／別海町／中標津町／標津町／羅臼町	根室振興局 産業振興部農務課	〒087-8588 根室市常盤町 3 丁目 28 番地 電話 0153-23-6878
【全道にわたり事業を行う場合】	農政部食の安全推進局 食品政策課クリーン・有機農業グループ	〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目 電話 011-204-5431

※ 複数の総合振興局又は振興局の区域で事業を行う場合、主に事業を行う区域を所管する総合振興局又は振興局に提出。

第9 本事業の全般に係る問い合わせ先

北海道農政部食の安全推進局食品政策課クリーン・有機農業グループ

所在地 〒060-8588 札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

電話 011-204-5431 FAX 011-232-7334

(別紙1)

GAP 認証取得に係る支援額の上限設定について

1 上限の設定の考え方

予算の範囲内で最大限の認証取得の拡大を図る観点から、審査費用等の実勢価格を踏まえた上限額を設定する。ただし、農業の専門学科を有する教育機関については、上限額を設定しないものとする。

2 上限

(1) 個別に認証を取得する場合

ア 認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295 千円
ASIAGAP	150 千円
JGAP	130 千円

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むものとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費については、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあっては、旅費に係る支援は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審1日に要する旅費に限り、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあっては、道が定める旅費規定等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援する。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導1日に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。

(2) 団体に認証を取得する場合

ア 支援対象者が複数経営体により構成される団体等の場合には、認証の種類ごとに、支援額の上限を下表のとおり定める。

認証の種類	支援額の上限
GLOBALG.A.P.	295 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
ASIAGAP	150 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)
JGAP	130 千円 × (団体の構成員数の平方根 + 2)

(注1) 上限額は税抜き額とする。

(注2) 審査費用には諸費用(登録費用、認証発行手数料等)を含むことができることとする。

(注3) 団体の構成員数の平方根については、小数点以下切り上げとする。

イ ただし、認証審査及び研修指導の受講に係る審査員及び講師の旅費について

ては、これとは別に支援額の上限を以下のとおり定める。

なお、審査費用に旅費が内包されている場合など、旅費の額が明らかとならない場合にあつては、旅費に係る支援は対象外とする。

(ア) 認証審査に要する審査員旅費

審査の受審に要する旅費について、原則として実費の1/2の範囲内で支援するものとする。ただし、支援対象者の責めに帰すことのできない事由により事業実施期間内に審査を受審することが困難である場合に、審査会社との契約の締結をもって認証審査の取組が完了したものとみなすときにあつては、道が定める旅費規定等に基づく旅費相当額の1/2の範囲内において支援する。

(イ) 研修指導の受講に係る講師の旅費

研修指導（団体の構成員数の平方根+2）日分に要する旅費に限り、実費の1/2の範囲内で支援するものとする。この場合の旅費とは、往復分の交通賃及び宿泊を伴う場合には（団体の構成員数の平方根+2）泊分を上限とした実際に宿泊した泊数分の宿泊料とする。

ウ 別紙4のIの(4)のイのまた書きにより、新たに追加される農業者等による取組部分に限って支援対象とする場合にあつては、ア中「団体の構成員数」とあるのは、「新に追加される農業者等の数」と読み替えて上限を定めることとし、対象となる支援額については、実際に要した額（全体額）を既に取り組んでいる農業者等の数と新に取り組む農業者等の数で按分等により、新規に取り組む農業者等が認証取得に要した経費を算定するものとする。

(別紙2)

G A P 認証取得に係る支援対象経費

費目	細目	内 容
事業費	認証取得費	G A P 認証取得に係る経費 ・ 認証審査費 ・ 審査員旅費 ・ 研修指導費 ・ 講師旅費 ・ I C T 機器利用費 ・ 分析費 (残留農薬、水質、土壌等) ・ 改修資材導入費

(別紙3)

GAP 認証取得に係る支援対象者選定の採択基準

本事業の支援対象者選定に当たっては、農業者による認証取得コストの削減に資する団体認証を最優先するとともに、採択基準の項目、採点基準及びポイントは次のとおりとする。

項目	採点基準	ポイント
農業教育機関	農業の専門学科を有する教育機関	3ポイント
実需者からの取引要件への対応	実需者から求められる海外輸出又は国内向けの取引要件への対応 a 海外輸出向けの取引要件への対応 b 国内向けの取引要件への対応 ※ a、bともに具体的な取引先の名称及び認証を必要とする時期を事業実施計画等に明記すること。	a 3ポイント b 1ポイント
GFP登録の有無	GFP（農林水産省において実施中の農林水産物・食品輸出促進プロジェクトをいう。以下同じ。）のコミュニティサイトに登録し、輸出の意向を示している者	3ポイント
認証の種類	取得しようとする認証の種類 a ASIAGAP 又は GLOBALG.A.P. b JGAP	a 3ポイント b 1ポイント
認証の新規取得	認証の新規取得 a 新規に認証を取得する者 b 既に他のGAP認証又は他のカテゴリーのGAP認証を取得している者 ※ 団体認証の場合に、1人でも新規に認証を取得する者がいれば、aとする。	a 3ポイント b 1ポイント

※ ポイントが同点の場合には、申請費用が低い申請者から優先的に採択（団体認証による申請の場合は、費用の合計額を農業者の経営体数で割り算した1経営体当たりの費用で比較）